

内部統制の取組概要

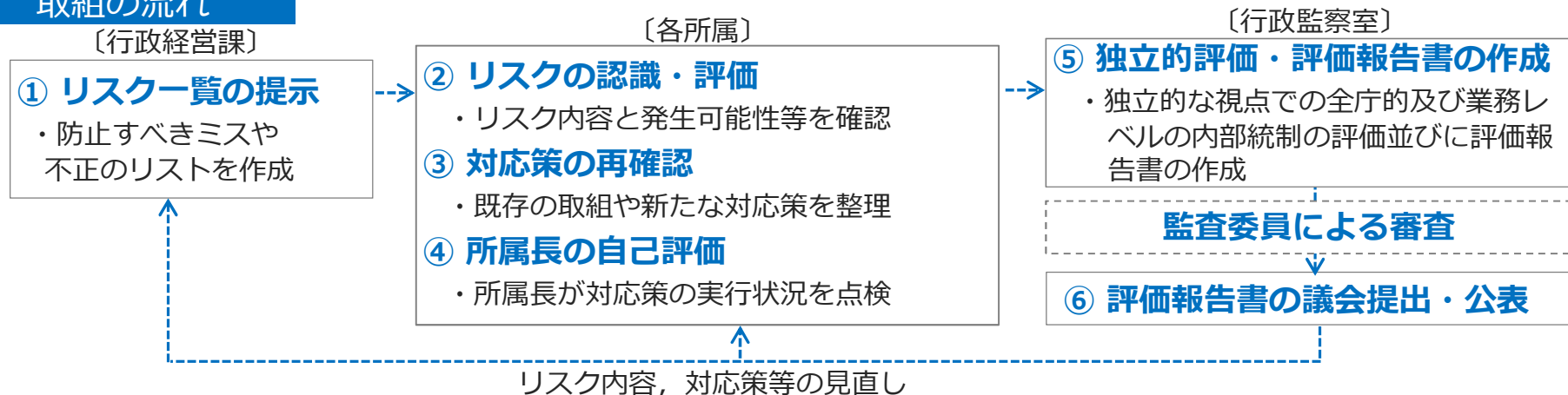
1 内部統制とは

- 内部統制とは、**業務遂行上のリスク（不正やミス）を想定し、対応策を事前に講じる**取組
- 地方自治法の改正により、**令和2年度から都道府県に内部統制の実施が義務付け**

2 本県の実施内容

この取組は、現在も日常的に行われているものであり、今回、法的義務が課されたことを機に、「公金の私的流用」、「国庫補助金の繰越協議の漏れ」、「未収債権の時効期間経過」などの財務事務に関するリスクに焦点を絞り、**各所属が既存の対応策を自ら再確認・再構築する取組**と位置付けて実施する。

3 取組の流れ



4 実施主体（対象機関）

知事部局，議会事務局及び行政委員会（教育委員会を除く。）
（※教育委員会，企業局及び病院局は，各々取り組む。）

5 推進体制

内部統制推進会議の設置

目的：内部統制に係る企画立案，職員の意識醸成，全庁的な情報共有 など

構成員：副知事，各部局次長級職員